

「輝く女性リーダー交流研修会事業」業務委託仕様書

1 委託業務名

「輝く女性リーダー交流研修会事業」（以下、「本事業」という。）

2 事業の目的

本事業は、県内企業で働く女性管理職を対象に、先輩女性管理職等による講演や参加者同士のグループワークを行う交流研修会を開催することで、県内の女性管理職同士の人的ネットワークの構築を図り、女性管理職のロールモデルとして活躍することを後押しする。

3 履行期間

契約締結日から令和7年12月26日まで

4 委託業務内容

次の業務に係る企画調整及び運営一式とする。

（1）交流研修会の開催

座学やグループワーク等を通して参加者同士がより強固なネットワークを構築できる交流研修会の実施

- ・開催回数：全4回（各回4時間程度）

※各回の間に、参加者がグループごとに自主勉強会を実施することを前提とする。

- ・開催時期：令和7年8月～令和7年11月（予定）

- ・開催場所：石川県内（会場の手配は県で行う）

- ・参加者：県内企業の女性管理職など20名程度（1社2名まで）

※集客は、基本県で行うが、県が求める場合は、受託者も協力すること。

- ・内 容：以下の①～⑤を含むカリキュラムとすること。

①座学（2回）

②先輩女性管理職等による講演（1回）

③参加者と管理職でない女性社員等による交流会（1回）

④グループワーク

⑤成果発表

※全4回を一貫して支援するコーディネーター、座学のテーマ及び講師、講演を行う先輩女性管理職等及びグループワークのテーマや進め方等を提案すること。なお、カリキュラム策定の際には、オンライン交流等により、参加者同士による強固なネットワーク構築が図られるよう工夫を行うこと。

※4回目の交流研修会終了後、交流会（ランチミーティング）を実施予定。

（2）委託成果物（事業実施結果報告書）の提出

5 その他

- ・事業の効率的な実施、事業目的の達成及び成果の最大化のために委託金額内で上記以外に追加提案できることがあれば、具体的に記載すること。
- ・受託者は、県が行う本業務の周知に協力すること。

6 予算額（上限）

610 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※先輩女性管理職等への謝金、旅費は除く

7 執行体制

受託者は、本業務に必要な人員を配置し、担当者及び責任者を明らかにすること。

8 再委託

受託者は、業務の全部又は一部を再委託若しくは請け負わせてはならない。ただし、事前に県に報告し、承諾を得たときはこの限りではない。

9 留意事項

- ・事業の実施においては、県に対して緊密に進捗状況等を報告、確認し、県の指示のもと必要に応じた修正を随時行うこと。
- ・本業務にあたり使用するデータ等の著作権・使用権等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害した場合は、受託者はその一切の責任を負うこと。
- ・受託者は、本業務上知り得た企業内密情報を他に漏らしてはならない。
- ・業務の遂行にあたっては、県との連絡を密にし、仕様書に記載のない事項については、県と協議を行った上で対応すること。